

「障害者差別解消法」が施行されました

本年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。障がいのある人への差別をなくすことで、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会をつくることをめざしています。

●「不当な差別的取り扱い」とは

障がいのある人に対して、サービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりするなど、障がいのない人と違う取り扱いをすることが「不当な差別的取り扱い」になります。

<不当な差別的取り扱い>の例



障がいを理由にサービスの提供や入店を拒否するなど。

●「合理的配慮」とは

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方することを合理的配慮といいます。何らかの配慮を求められた場合は、負担になり過ぎない範囲で、やり方の配慮をおこなうことが求められます。

配慮をおこなわないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別になります。

<合理的配慮>の例



筆談や読み上げなど障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応するなど。

●「障害者差別解消法」で守らなければならないこと

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮
行政機関 (役場など)	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 (会社・店など)	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●だれもが暮らしやすい社会へ

この法律では、一般の人が個人的な関係で障がいのある人と接する場合についての義務や罰則はありません。

しかし、障がいを理由とする差別をなくし、だれもが尊重しあい共生できる社会を実現するためには、一人ひとりの心がけが必要です。まずは身の回りや日常の中で、特に障がいのある人にとって壁となっているものがないか、振り返ってみましょう。